

**令和7年度連携組織普及啓発事業
組合まつり in 茨城 「体験！実感！いばらきお仕事フェア 2025」
出展組合募集要項**

茨城県中小企業団体中央会

1.趣旨・目的

県内の中小企業は、県全体の企業数の99.9%を占め、中小企業が雇用する従業員数は、全体の7割を占めるなど、県内経済の雇用の基盤を支えている。

しかしながら、中小企業を取り巻く経営環境は、少子高齢化を背景とする深刻な労働力不足や急激な物価上昇分を十分に価格転嫁できていないことに伴う利益の確保難など厳しい状況下にある。

そのような課題を解決するためには、中小企業個々の経営努力では限界があり、企業と企業が連携し、組合等の連携組織を活用していくことが重要であるとともに、組合等の活動を広く周知していくことが必要である。さらに、未組織の中小企業に対して連携組織の重要性の理解を深めることも必要である。

そこで、組合等の連携組織の活動内容等を周知することで、連携組織化を促進するとともに、他の組合等の成功事例を習得することで既存の組合等の活性化を図るため、さらには、職業体験や相談コーナーを設けることで、県内中小企業が抱える人材確保や販路開拓等の経営課題の解決の一助とするため本フェアを開催するものとする。

2.催事名

組合まつり in 茨城「体験！実感！いばらきお仕事フェア 2025」

3.主 催

茨城県中小企業団体中央会

4.後援（予定）

茨城県、水戸市、茨城県教育委員会、水戸市教育委員会

5.開催日時及び場所

- (1) 日時 令和7年12月14日（日） 10:00～16:00
- (2) 場所 茨城県水戸市南町6「南町自由広場」「ユードムアリーナ」

6.参加対象

- (1) 未組織中小企業者
- (2) 組合等の連携組織及びその構成員である中小企業
- (3) 一般県民 等

7.出展対象

本会に加入する以下団体で、人手不足や高齢化が進み、若年労働者の確保に向けて理解促進が必要不可欠な業界の団体を対象とする。

- (1) 中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体
- (2) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定に基づく生活衛生同業組合

(連合会を含む。)

(3) 公益社団法人

(4) 一般社団法人

(5) 法律に基づかない任意の団体又はグループ(組織化された団体として活動しているもの又は組織化を図ろうとして連携の途上にあり、組織を運営するための具体的な活動を始めているもの)

8.出展内容

I. 体験・物販コーナー

- (1) 技術や商品・製品等に関する体験イベントの提供
- (2) 業界の役割や団体及び傘下企業のPR
- (3) 業界に係る相談対応(組合員企業の紹介・斡旋含む)
- (4) 商品・製品の販売 等

II. 飲食コーナー

- (1) 飲食物の提供・販売 等

9.出展費用及び手数料

出展費用及び販売手数料は無料とする。

10.出展者数

I. 体験・物販コーナー 9団体

II. 飲食コーナー 3団体

※応募者多数の場合は、申込書の内容を確認のうえ、公平性を確保するため抽選とさせていただきます。

11.出展要件

出展にあたって、次のすべての要件を満たすこと。

I. 体験・物販コーナー

- (1) 業界の役割・仕事内容を周知するための体験イベントを実施すること。
- (2) 安全面に配慮し、危険を伴わない範囲で実施できる体験内容であること。
- (3) 体験補助や相談対応など、参加者に十分対応できる人員を配置すること。
- (4) パネルやパンフレットなどを活用し、業界の役割や団体及び組合員企業等のPRを実施すること。
- (5) 参加者からの仕事内容や生活する上での困りごと等の相談対応に応じること。
- (6) 製品の販売を行う場合は、【出展申込書】に製品名を記載すること。

II. 飲食コーナー

- (1) 自社又は組合等で製造・加工した飲食物を提供・販売すること。
- (2) 保健所の指導に基づき、必要な届出または許可を受けたうえで提供・販売すること。
- (3) 出展方法は、テント又は移動販売車(キッチンカー)のいずれかとする。
- (4) 火気を使用する際には、防災マットを使用すること。

※テントでの火気の使用は禁止。移動販売車(キッチンカー)のみとする。

(5) 試飲・試食を実施する場合は、【出展申込書】に記載すること。

※試飲・試食については、内容を管理者等と協議した上で、可否を判断させていただきます。

(6) 電気、水道等については出展者が準備すること。

Ⅲ. 共通（体験・物販コーナー&飲食コーナー）

(1) 開催期間中、1名以上はブース内に可能な限り常駐すること。

(2) 製品の販売は出展者が行い、製品と売上金等の管理は出展者の責任で行うこと。

(3) 保健所の許可が必要な製品を販売する場合は、事前に出展者の責任で申請し、その許可証の写しを提出すること。

(4) 食品衛生法等の規定及び基準を守り、適正に販売すること。

(5) 酒類販売に伴う届出は出展者が手続きを行うこと。

(6) 貴重品や名刺等、個人情報に係るものについては各自で責任をもって管理すること。

(7) 搬入・搬出は出展者で行い、搬入及び搬出時は、参加者・歩行者の安全を第一とすること。

(8) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者）（以下「反社会的勢力」という）。反社会的勢力が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者。反社会的勢力を不当に利用していると認められる者。反社会的勢力に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者。反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(10) 事業者又はその役員等が、訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。

(11) 飲食料品製造業は、食品衛生法、JAS法（日本農林規格等に関する法律）、農薬取締法、健康増進法、薬事法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法等及びJIS規格（日本工業規格）等、関係法令等に定める規定に違反していないこと。

12. 出展概要

(1) 出展スペース・屋内（ユードムアリーナ）：2×3間（3.6m×5.4m）程度

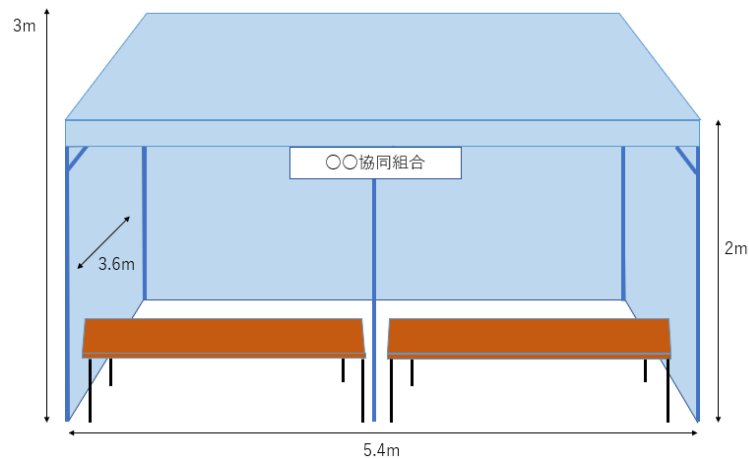
・屋外（南町自由広場）：2×3間（3.6m×5.4m）

※屋内（ユードムアリーナ内）又は屋外（南町自由広場）で出展スペースを設けさせていただきます。出展スペースに希望がある場合は、【出展申込書】に御記載ください。なお、応募状況及び体験内容等によって、出展スペースに変更が生じる可能性があることを御了承ください。

※体験イベントについては、屋内スペース（ユードムアリーナ内）又は各出展スペースでの実施となります。出展申込書の内容を確認し、実施場所については主催者が決定させていただきます。希望がある場合は【出展申込書】に御記載ください。なお、屋内スペースの場合、時間の関係上、回数については1～2回程度、実施方法については集合型のみとさせていただきますことを御了承ください。

※飲食コーナーについては、屋外のみとさせていただきます。

【出展スペースイメージ（屋外）】



(2) 出展者に貸出す什器、備品等

- ①テーブル【1,800mm×450mm】
- ②パイプ椅子

※什器の希望する数量を【出展申込書】に御記載ください。数量によっては調整させていただくこともございますことを御了承ください。

(3) 電気の使用について

- ・電気を使用する場合は、【出展申込書】に使用する電気器具名及び用途等を記載すること。
※体験イベントに必要な場合に限る。

(4) 水道の使用について

- ・水道を使用する必要がある場合は、【出展申込書】に記載すること。
※体験イベントに必要な場合に限る。

(5) 出展スペースの装飾

- ・各出展スペース内の装飾は出展者が行うこと。
- ・テーブルの腰巻、クロス、ポップ等は出展者が用意すること。

(6) 諸経費の負担

- ・製品陳列に伴う備品やスペース内の装飾、搬出入に伴う送料や駐車料金、接客常駐者の人件費及び旅費等は出展者が負担すること。

13.搬入・搬出

(1) 搬入日時 令和7年12月14日（日） 9：00～

(2) 搬出日時 令和7年12月14日（日） イベント終了後（16：20以降）

※搬出準備（段ボール等の用意、荷造り等）は出展者が行うこと。

14.出展申込

別添「出展申込書」に必要事項を記載の上、令和7年10月10日（金）までにFAX又はメールでお申し込みください。

15.注意事項

□安全管理

- ・危険な工具や薬品、火気の使用は不可とさせていただきます。

□費用負担について

- ・体験に必要な材料・消耗品は原則として、出展者負担となります。ただし、体験内容に応じて必要最小限の材料費を参加者から徴収することは可能です。徴収の有無・金額については、「出展申込書」に御記載ください。

□体験内容について

- ・大音量、過度の匂いを伴う体験の場合は制限させていただく可能性があります。
- ・体験イベントの実施方法については、時間を定めての集団型または個別型のいずれかとさせていただきます。希望する実施方法を【出展申込書】に御記載ください。
- ・体験イベントの時間は1回あたり30分以内を目安とさせていただきます。

□商品・製品の販売について

- ・商品・製品の販売も可能です。ただし、商品・製品の販売だけの出展は不可としますので、飲食コーナー以外の場合は、必ず体験イベントを実施してください。

□駐車場について

- ・会場内に駐車場はありませんので、駐車の際は近隣のコインパーキングをご利用ください。

□その他

- ・出展スペース内での電気及び水道の使用については、体験に必要な場合のみとさせていただきます。
- ・出店者が準備する出店物並びに備品・厨房機器等の輸送、及び期間中の保護や、他人の身体の障害または財物を滅失・破損・汚損したりした場合の保証等については必要に応じ、施設賠償責任保険、PL 保険（生産物賠償責任保険）等をつけるなどの適切な保険の加入を各出店者において行ってください。天災、その他不可抗力による損傷、損失、火災、盗難等の事故についても主催者はその責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。
- ・荒天、台風、地震その他で本イベントが開催不能または継続困難となった場合、主催者の決定により開催を中止または中断することがあります。
- ・11月上旬に本催事に関する説明会を実施します。

16.お問合せ・お申込み先

〒310-0801

茨城県水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 8 階

茨城県中小企業団体中央会 業務課（担当：野中）

TEL:029-224-8030 / FAX:029-224-6446

MAIL : shinko@chuoukai-ibaraki.jp